琴浦町監査委員告示第　７　号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第５項の規定により実施した随時監査について、同条第９項の規定により、監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

　平成３０年２月１３日

琴浦町監査委員　　山　根　弘　和

琴浦町監査委員　　桑　本　　　始

発　監　第　３６号

平成30年2月13日

琴浦町長　小松　弘明　様

琴浦町議会議長　手嶋　正巳　様

琴浦町教育委員会教育長　小林　克美　様

琴浦町監査委員　山根　弘和

琴浦町監査委員　桑本　始

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第５項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により報告します。

随時監査結果報告書

第１　監査の概要

１　監査の種類

随時監査（地方自治法第１９９条第５項）

２　監査の実施内容

町立２保育園（釛、琴浦）、３こども園（やばせ、しらとり、ふなのえ）、５小学校（八橋、浦安、聖郷、赤碕、船上）及び２中学校（東伯、赤碕）について、トイレの便器の数、和式・洋式便器の配置状況、臭気の有無などトイレの整備状況と、屋外遊具の錆びや劣化、点検確認状況など遊具の安全性確保について、現地調査を行った。

３　監査実施方法

実地検査（現地の視察及び説明聴取）

４　監査の対象

琴浦町立の保育園、こども園、小学校、中学校のトイレ及び遊具等

５　監査の日時

平成３０年１月３１日（水）、２月１日（木）、２月２日（金）

６　監査を実施した監査委員

琴浦町代表監査委員　　山根　弘和

琴浦町監査委員　　　　桑本　　始

第2　監査の結果及び意見

(1)トイレについて

和式・洋式便器の配置割合は、保育園・こども園は概ね和式1、洋式4であるのに対して、小中学校では男子は1:1、女子は3:1または4:1と和式便器が依然として多い状況である。園では年長児に和式に慣れる訓練を行っているが、最近の家庭では洋式がかなり普及しており、児童生徒が学校の和式トイレを敬遠してトイレを使用せず、体調に影響するようなことがあってはならない。

小中学校の洋式便器の割合を増やす必要があると思われる。

なお、洋式は和式に比べ広い面積を要することから、トイレの個室の数が減る場合は、学校内全体での利用対応や、多目的トイレの新増設等の検討も必要である。

また、臭気の強い場合には、頻回に換気を行うとともに、構造的な課題がある施設は、整備改修等の検討も必要である。

（2）屋外遊具

専門業者による年1回の定期点検実施及び、職員による毎月の点検を行っているが、降雪や降雨、台風、冬期風浪等により劣化は進む。現地を訪れた際に、ほとんどの施設で塗装が剥げたり錆びている箇所が見受けられ、ネジがなくなっているものもあった。

対応が必要なものは、速やかに修理や部品交換、撤去等を行われたい。

また、使用禁止の表示が、風雨等で分かりにくい遊具があった。その施設の園児・児童はもとより、施設外の者にもよくわかるように表示等の対応を行われたい。

（3）照明器具等

玄関の照明灯の金属部分が、かなり錆びている施設があった。

また、体育館の屋外側壁や専用の支柱に設置してある夜間照明灯の台座が錆びているものが見受けられた。

さらに、屋外に設置してある時計の外枠の錆びも見受けられた。

これらについては、速やかに専門業者に点検を依頼するなど安全対策を講じて、落下事故等を未然に防止されたい。